



愛媛県報

発行 愛 媛 県

印刷 岡田印刷株式会社

平成15年12月19日金曜日 第1519号外2

◇ 目 次 ◇ 条 例

愛媛県公の施設の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例.....	1
愛媛県立医療技術大学条例.....	2
愛媛県在宅介護研修センター管理条例.....	3

条 例

○愛媛県条例第61号

愛媛県公の施設の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成15年12月19日

愛媛県知事 加 戸 守 行

愛媛県公の施設の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例

（愛媛県公の施設の設置及び管理に関する条例の一部改正）

第1条 愛媛県公の施設の設置及び管理に関する条例（昭和39年愛媛県条例第2号）の一部を次のように改正する。

第8条中「き損し」を「損傷し」に改める。

第10条を次のように改める。

（指定管理者の指定）

第10条 法第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）の指定を受けようとする法人その他の団体は、その指定を受けて管理を行おうとする公の施設ごとに、申請書に管理計画書その他知事が定める書類を添えて、知事が定める期日までに知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の申請の手続について、あらかじめ、公表しなければならない。

3 知事は、第1項の規定による申請があつたときは、当該申請に係る公の施設の管理を適正かつ確実に行うことができるものと認められる法人その他の団体であつて、当該公の施設の設置の目的を最も効果的かつ効率的に達成することができるものと認められるものを選定し、議会の議決を経て、指定管理者として指定するものとする。

第12条を第14条とし、第11条第1項中「^き損し」を「損傷し」に改め、同条を第13条とし、第10条の次に次の2条を加える。

（指定の公示等）

第11条 知事は、指定管理者の指定をしたとき、又はその指定を取り消し、若しくは管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、当該指定管理者の名称、住所その他の知事が定める事項を公示しなければならない。

2 指定管理者は、その名称、住所その他の知事が定める事項を変更しようとするときは、変更しようとする日の

2週間前までに、その旨を知事に届け出なければならない。

3 知事は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を公示しなければならない。

（指定管理者の原状回復義務等）

第12条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき、又は指定を取り消されたときは、その管理をしなくなつた施設又は設備を直ちに原状に回復しなければならない。ただし、知事の承認を得たときは、この限りでない。

2 知事は、指定管理者が故意又は過失により公の施設を損傷し、又は滅失した場合は、原状回復又は損害賠償を命ずることができる。

別表第3を削る。

第2条 愛媛県公の施設の設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

第14条を第15条とし、第11条から第13条までを1条ずつ繰り下げ、第10条第1項中「法第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）」を「指定管理者」に改め、同条を第11条とする。

第9条の次に次の1条を加える。

（指定管理者が管理を行う公の施設）

第10条 法第244条の2第3項の規定に基づき知事が指定する法人その他の団体（以下「指定管理者」という。）に管理を行わせる公の施設は、別表第3のとおりとする。

別表第1 愛媛県老人児童福祉センターの項の次に次のように加える。

愛媛県在宅介護研修センター	介護を必要とする高齢者を支えるため、その家族、ボランティア等に対して在宅介護に関する研修を行うとともに、介護に関する相談、情報の提供等を行う。	松山市
---------------	---	-----

別表第2の次に次の1表を加える。

別表第3（第10条関係）

愛媛県在宅介護研修センター

（愛媛県港湾管理条例の一部改正）

第3条 愛媛県港湾管理条例（昭和28年愛媛県条例第47号）の一部を次のように改正する。

第15条の3を削る。

（愛媛県教育委員会所管の教育機関の設置等に関する条例の一部改正）

第4条 愛媛県教育委員会所管の教育機関の設置等に関する条例（昭和32年愛媛県条例第19号）の一部を次のように改正する。

第1条中「別表第1」を「別表」に改める。

第3条を削り、第4条を第3条とする。

別表第2を削り、別表第1を別表とする。

(愛媛県外部監査契約に基づく監査に関する条例の一部改正)

第5条 愛媛県外部監査契約に基づく監査に関する条例(平成11年愛媛県条例第4号)の一部を次のように改正する。

第2条第5号中「委託し」を「行わせ」に、「当該委託」を「当該管理の業務」に改める。

(愛媛県個人情報保護条例の一部改正)

第6条 愛媛県個人情報保護条例(平成13年愛媛県条例第41号)の一部を次のように改正する。

第14条に次の1項を加える。

4 前3項の規定は、実施機関が地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定に基づき同項の指定管理者に公の施設の管理を行わせる場合について準用する。

第17条第2項第4号中「(昭和22年法律第67号)」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成16年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 地方自治法の一部を改正する法律(平成15年法律第81号。以下「改正法」という。)附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる公の施設の管理の委託については、第1条の規定による改正後の愛媛県公の施設の設置及び管理に関する条例の規定、第3条の規定による改正後の愛媛県港湾管理条例の規定及び第4条の規定による改正後の愛媛県教育委員会所管の教育機関の設置等に関する条例の規定にかかわらず、平成18年9月1日(同日前に改正法による改正後の地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定に基づき当該公の施設の管理に係る指定をした場合には、当該指定の日)までの間は、なお従前の例による。

3 改正法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる公の施設の管理を委託しているものの出納その他の事務の執行で当該委託に係るものについての地方自治法第252条の27第1項に規定する外部監査契約に基づく監査については、なお従前の例による。

(ファミリーハウスあい利用料金条例の一部改正)

4 ファミリーハウスあい利用料金条例(平成15年愛媛県条例第23号)の一部を次のように改正する。

第1条第1項中「管理受託者()」の下に「愛媛県公の施設の設置及び管理に関する条例等」の一部を改正する条例(平成15年愛媛県条例第61号)第1条の規定による改正前の」を加える。

○愛媛県条例第62号

愛媛県立医療技術大学条例を次のように公布する。

平成15年12月19日

愛媛県知事 加 戸 守 行

愛媛県立医療技術大学条例

(設置)

第1条 保健及び医療の分野における高度の専門的な知識及び技術を教授研究するため、学校教育法(昭和22年法律第26号)第2条第1項の規定に基づき、愛媛県立医療技術大学(以下「大学」という。)を伊予郡砥部町に設置する。(学部及び学科)

第2条 大学に保健科学部を置く。

2 保健科学部に次に掲げる学科を置く。

(1) 看護学科

(2) 臨床検査学科

(修業年限)

第3条 大学の修業年限は、4年とする。

(科目等履修生、特別聴講学生、研究生及び外国人留学生)

第4条 大学は、教授研究に支障のない限り、科目等履修生、特別聴講学生及び研究生を受け入れることができる。

2 大学は、学生、科目等履修生、特別聴講学生又は研究生として外国人留学生を受け入れることができる。

(入学選考料、入学金及び授業料)

第5条 大学の入学試験を受けようとする者からは入学選考料を、大学に入学する者からは入学金を、大学に在学する者からは授業料を徴収する。

2 入学選考料、入学金及び授業料(以下「入学選考料等」という。)の額は、別表のとおりとする。

3 既に納付した入学選考料等は、返還しない。ただし、授業料については、知事が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(入学選考料等の減免又は納付の猶予)

第6条 知事は、休学中の者に対しては授業料を、災害その他やむを得ない事情により入学選考料等の支弁が困難と認められる者その他特別の事情により必要があると認める者に対しては入学選考料等を減免し、又はその納付を猶予することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、大学に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成16年4月1日から施行する。ただし、第5条、第6条及び別表の規定のうち入学選考料及び入学金に係る部分並びに第7条の規定は、公布の日から施行する。

別表(第5条関係)

区 分	学 生	科目等履修生及び特別聴講学生	研 究 生
入学選考料	17,000円	9,800円	9,800円
入 学 料	県内居住者	282,000円	84,600円
	県外居住者	423,000円	84,600円
授 業 料	年額	1単位につき	月額
	520,800円	14,400円	28,900円

備考 この表において、「県内居住者」とは、入学する年の前年の4月1日以前から本人又はその配偶者若しくは1親等の親族が引き続き愛媛県内に住所を有する者をいい、「県外居住者」とは、それ以外の者をいう。

○愛媛県条例第63号

愛媛県在宅介護研修センター管理条例を次のように公布する。

平成15年12月19日

愛媛県知事 加 戸 守 行

愛媛県在宅介護研修センター管理条例

(趣旨)

第1条 この条例は、愛媛県在宅介護研修センター(以下「センター」という。)の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(業務)

第2条 センターは、次に掲げる業務を行う。

- (1) 介護を必要とする高齢者を支える家族、ボランティア、介護に関する施設の職員等に対する在宅介護の研修(以下「研修」という。)に関すること。
- (2) 介護に関する相談に関すること。
- (3) 介護に関する情報の提供に関すること。
- (4) 介護にかかわる関係団体等との連絡調整に関すること。
- (5) その他必要な業務

(指定管理者が行う業務)

第3条 センターの指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定に基づき、知事が指定する法人その他の団体をいう。以下「指定管理者」という。)は、次に掲げる業務を行わなければならない。

- (1) 前条各号に掲げる業務の実施に関すること。
- (2) センターの施設、附属設備等の維持管理に関すること。
- (3) その他知事が定める業務

(利用時間)

第4条 センターの利用時間は、午前9時から午後5時までとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、宿泊室の宿泊利用については、午前9時から翌日の午前9時までとする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、前2項の利用時間を変更することができる。

(休館日)

第5条 センターの休館日は、次のとおりとする。

- (1) 月曜日
- (2) 1月1日から3日まで及び12月29日から31日まで

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、臨時に休館し、又は休館日にセンターを利用させることができる。

(研修の内容等)

第6条 研修の内容、定員、日程その他研修の実施に関し必要な事項は、指定管理者が知事の承認を得て定め、これを公表しなければならない。

(受講手続)

第7条 研修を受講しようとする者は、指定管理者の定めるところにより、指定管理者に受講の申込みをしなければならない。

2 指定管理者は、前項の規定による申込みがあったときは

、選考により、研修生を決定するものとする。

3 指定管理者は、指定管理者が定める研修の定員を超える数の受講の申込みがあったときは、その受講を認めないことができる。

(利用の制限等)

第8条 指定管理者は、センターを利用する者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その利用を制限し、又は退去を命ずることができる。センターの管理運営上やむを得ない理由があるときも、同様とする。

- (1) センターの秩序を乱し、又は乱すおそれがあるとき。
- (2) センターの施設、附属設備等を滅失し若しくは損傷し、又は滅失し若しくは損傷するおそれがあるとき。
- (3) 指定管理者の職員の指示に従わないとき。

(損害賠償等)

第9条 自己の責めに帰すべき理由により、センターの施設、附属設備等を滅失し、又は損傷した者は、原状回復をし、又はそれによって生じた損害を賠償しなければならない。

(補則)

第10条 この条例に定めるもののほか、センターの管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

